

知的所有権ニュース (2017年4月)

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

三枝特許事務所

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: [spo@coral.ocn.ne.jp](mailto:spo@coral.ocn.ne.jp)

新年度がはじまりました。卒業や入学、人事異動などにより新たな生活を始められる方もおられると思います。弊所でも、心機一転、さらなる業務の改善に取り組みながら、或いはまた、産業界の変化に対応した新たな実務手法を模索しながら、皆さまのお役に立てますよう精勤したいと考えております。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやフアクシミリにてお受けしております。 三枝

#### 1. 商標審査基準の改訂について

4月1日から、商標法第4条に関する記載の変更を中心とした改訂版が適用されることとなりました。内容は以下の通りです。なお、商標審査便覧についても、審査基準の改訂に整合させるための改訂等が行われています。

- (1) 公益的な機関等、登録品種、ぶどう酒等の産地について、対象となる標章の例示、類否判断基準を追加・修正、法文上の語句についての解釈を明記。
- (2) 公序良俗違反について、裁判例を参考に、本号に該当する場合についての類型及び該当例を明記。
- (3) 他人の氏名又は名称等について、裁判例を参考に、本号に該当する「他人」の範囲、著名性の判断基準等を明記。
- (4) 類否判断（外観・称呼・観念の類否、商品・役務の類否、結合商標の類否、取引の実情の考慮）について、基本的な考え方を記載し、外観、称呼、観念の各要素の判断基準を明確にすると共に、例示の追加、見直し。  
また、出願人と引用商標権者に支配関係があり、かつ、引用商標権者が出願に係る商標が登録を受けることについて了承している場合は、本号に該当しない取扱いを明記。
- (5) 他人の周知商標、商品又は役務の出所の混同、他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標について、基準の趣旨を明確にするなど構成面からの見直し。
- (6) 商標権管理の利便性向上のため、同一人が同一の商標について出願した場合に、当該出願の指定商品又は指定役務全てが、先願（又は先登録）に係る指定商品又は指定役務と同一の出願をした場合に限り、「商標法第3条の趣旨に反する」との拒絶の理由を通知する取扱いを明記。

#### 2. 意匠審査基準の改訂について

意匠の事務上の利便性の向上や国際登録への整合性の向上を目的として、意匠審査基準が改訂されました。4月1日以降の審査に用いられます。内容は以下の通りです。

##### (1) 意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化

新規性喪失の例外規定の適用要件の記載を簡潔化し、出願人本人の証明書が提出されていれば、後の補充証拠の追加提出を可能にするなど、特許出願と同様の運用を採用することを明確化し、判断手順の明確化や他の手続の考え方などを明示。

(2)願書及び図面の記載要件

形状を特定するための線、点等の説明、CGにより作成された図の説明の取扱いを明記。

(3)参考図の取扱い

従来、運用により認められていた参考図の取扱いについて明記。

### 3. INPITによる「タイムスタンプ保管サービス」について

去る3月27日より、タイムスタンプトークンを無料で10年間（更新も可能）保管し、預入証明書の発行も行う、標記サービスが開始されました。

なお、FoxitJapanは以下の特設頁を設けています。

INPITタイムスタンプ保管サービスへの対応：

<https://www.foxit.co.jp/products/foxit-phantompdf/inpit-timestamp>

Foxit PhantomPDFとアマノタイムスタンプサービスの連携

<https://www.foxit.co.jp/products/foxit-phantompdf/amano-time-stamp>

また、Foxit PhantomPDFにアマノタイムスタンプを1年間無制限に利用できるレジストレーションコードをバンドルしたパッケージの提供を開始したとのことです。

#### 【連絡事項】

#### ・長野県発明協会による無料相談事業

相談日（弊所担当）は以下の通りです。時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

平成29年 8月18日（金）：飯田商工会議所  
平成29年 9月15日（金）：飯田商工会議所  
平成29年10月27日（金）：飯田商工会議所  
平成30年 1月26日（金）：松本市役所  
平成30年 3月23日（金）：松本市役所

#### ・諏訪圏特許事務所連合会による発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第3木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：奇数月の第2水曜日：予約連絡先：0266-72-2800（予約がある日のみ）

テクノプラザおかや：毎月第3火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

下諏訪商工会議所（ものづくり支援センターしもすわ）

：偶数月の第1水曜日：予約連絡先：0266-27-8533

弊所担当の相談日は以下の通りです。

平成29年 4月18日（火）：テクノプラザおかや  
平成29年 6月 7日（水）：下諏訪商工会議所  
平成29年 7月18日（火）：テクノプラザおかや  
平成29年 8月17日（木）：諏訪商工会議所  
平成29年10月17日（火）：テクノプラザおかや  
平成29年12月 6日（水）：下諏訪商工会議所  
平成30年 1月16日（火）：テクノプラザおかや  
平成30年 2月20日（火）：テクノプラザおかや

#### ・弊所における相談、顧問契約について

弊所では、上記日時以外でも相談に応じております。ただし、事前にお電話等での予約をお願いします。初回の相談は無料ですので、お気軽にご連絡ください。

弊所では企業様との間で顧問契約を締結しています。契約コースは2万円/月、5万円/月の2種類あります。企業訪問、無料相談などを通じて、通常の業務のみでは得られない発明の発掘、詳細な指導、相談対応等の支援を行います。

弊所では特許侵害等のコンサルタント業務も行っています。ご相談ください。